

「店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書」の一部改正について

下線部変更

(平成27年10月19日)

現 行				変 更 後			
<u>平成27年10月12日</u>				<u>平成27年10月19日</u>			
(前 文) (省 略)				(前 文) (現行どおり)			
(枠 内)				(枠 内)			
GTX Bermuda Ltd.	金融機関 向け外国 為替電子 取引事業 者	バミュー ダ金融局	トライオ ートFX FX24	GTX Bermuda Ltd.	金融機関 向け外国 為替電子 取引事業 者	バミュー ダ金融局	<u>シストレ</u> <u>24</u> トライオ ートFX FX24
(本 文) (省 略)				(本 文) (現行どおり)			
(別 紙)				(別 紙)			
1 (省 略)				1 (現行どおり)			
2 取引通貨の種類、最小変動幅、レバレッジおよび最 小売買単位				2 取引通貨の種類、最小変動幅、レバレッジおよび最 小売買単位			
		シストレ24				シストレ24	
最小売買単位		1 k (1,000 通貨) ※2014年3月31日以 降、最低発注単位は5 k		最小売買単位		1 k (1,000 通貨) ※2014年3月31日以 降、最低取引数量は5 k。ただし、ストラテ ジーによっては、最低 取引数量が5 k以上に 設定されている場合が あります。	
(以下省略)				(以下現行どおり)			
<u>平成27年10月12日</u>				<u>平成27年10月19日</u>			